

韓国知財研究会2019

第1回「韓国不正競争防止法の紹介」開催のお知らせ

(1) 日本の不競法と比較した韓国不競法の特有の制度及びその適用事例、 韓国特許庁の不正競争行為の調査及び是正勧告権限に対する紹介



韓国の不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下、「不競法」という)は、不正競争行為を11つの類型に分けており、模倣品に対する対策としては、日本と同じく、(i) 商品主体及び営業主体に対する混同惹起行為、(ii) 著名商標・営業標識の希釈化行為、(iii) 商品形態の模倣行為関連規定が主に活用されている実情であります。しかし、日本の不競法に比べて、(i) 韓国不競法は他人の相当な投資や努力により作られた成果などを模倣することで他人の経済的利益を侵害する行為(いわゆる成果模倣行為)と、(ii) 中小、ベンチャー企業などの経済的価値のあるアイデアを取引相談、入札などによって取得し、これに対して何らの補償もせず事業化して莫大な経済的利益を得る行為(いわゆるアイデア奪取行為)とも、不正競争行為の類型として規定しています。

特に、韓国特許庁では上記のような不正競争行為(但し、成果模倣行為は除外)に対して被害者の申告がある時に、関係公務員に侵害者・模倣者の営業施設・製造施設に出入りして製品・帳簿などを調査させることができ、その結果に基づいて是正勧告をする権限があります。最近韓国特許庁の発表によれば、特許庁の調査中に不正競争行為を認めて自ら是正するか、あるいは特許庁の是正勧告を受け入れる場合がおよそ70%に至るほど、この制度の実効性も高く評価されるそうです。

そこで、今回のセミナーでは、日本の不競法と比較した韓国不競法の特有の制度及びその適用事例、韓国特許庁の不正競争行為の調査及び是正勧告権限及びその適用事例についてご紹介させていただきたく存じます。



(2) 韓国特許庁特別司法警察の拡大された職務範囲に対する紹介

模倣品対策の他の手段として、特許・意匠・商標・営業秘密の侵害がある時に、特許庁特別司法警察に捜査を依頼する方法があります。2019年3月から特許庁特別司法警察の職務範囲が広がり、既存の商標侵害捜査から、特許・営業秘密・意匠侵害捜査にまで拡大されました。特許庁は、業務の増加に備え、審査、審判などのキャリアを持つ捜査官を増員し、継続的に人材と組織の拡大を推進する予定であります。(現在約40人の捜査官保有)

特別司法警察を通じた刑事的救済の利用する場合、(i) 事案に応じて令状による家宅捜索などの強制捜査を介して証拠の確保が容易で、侵害者の身辺拘束と刑事罰(罰金、懲役刑)も可能であり、(ii) 関連審判及び民事訴訟手続などが同時に係属中の場合でも、独立した判断を受けることができ、(iii) 専門性を有する捜査を通じて、結果的に、裁判所の迅速で正確な判決に肯定的な影響があるものと期待されるので、今後その活用価値が高いと思われる。この度これについてご紹介させていただきます。



(3) 知的財産権侵害物品に対する貿易委員会の調査及び関税庁の水際取締り

特許、意匠、商標、著作権など知的財産権を侵害する物品を輸入し、又は輸入後に販売する行為、輸出または輸出の目的で国内において製造する行為は、不正貿易行為の一類型に該当し、貿易委員会の調査を経て是正措置とともに課徴金が課されます。貿易委員会の調査の場合、調査申請後判定までの所要期間は略6ヶ月で、迅速な調査手続きと強力な制裁措置を通じて被害企業の効果的な救済が可能であるという長所があります。

現在韓国貿易委員会は不正貿易行為の監視や摘発のために業種別に19個所の申告センターを設置して運営しています。また、不正貿易行為調査に対する申請期間を不正貿易行為があった日から「1年以内」から「2年以内」に拡大するなどの関連法改正を推進中であります。

尚、知的財産権侵害物品に対しては、韓国関税庁への申告による水際取締りが可能です。関税庁申告を通じた知的財産権取締り事例も毎年増加しつつあり、商標権侵害の場合、2017年123件(1兆400億ウォン)であったが、2018年には154件(4兆967億ウォン)の侵害物品を摘発する成果を上げました。

そこで、今回のセミナーでは知的財産権侵害物品に対する貿易委員会の調査及び関税庁の水際取締り現況を調べてみるのと同時に、同制度の利用方法及び留意すべき点について考察させていただきたく存じます。



【第1回開催概要】

開催日

令和元年10月30日(水) 13時30分～17時00分

開催場所

大阪大学中之島センター 7F会議室702
(大阪市北区中之島4-3-53)

募集人数

40名(定員になり次第締め切らせていただきます)

講師役

- (1) 曹豪均(Hokyun CHO) 氏 (第一特許法人 パートナー韓国弁理士・NY弁理士)
 (2) 李延垣(Jeongwon LEE) 氏 (第一特許法人 パートナー韓国弁理士)
 (3) 金律利(Yullee KIM) 氏 (第一特許法人 パートナー韓国弁理士・日本弁理士)

受講料

無料(原則として大阪発明協会会員限定)

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiosaka.jp/>)
電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

【今後の予定】

第2回：令和元年12月 「韓国での医薬品許可特許連携制度」

第3回：令和2年1月 「クアルコム vs 韓国公正委の独占禁止法関連大法院判決と重要判例」

開催日	セミナー名	定員
10月30日(水) 13時30分～17時00分	韓国不正競争防止法の紹介	40名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	懇親会(無料:17:00～) (いずれかに○をつけて下さい)	E-mail
			参加する 参加しない	
			参加する 参加しない	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。
※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。



◆アクセス◆

電車によるアクセス

- 京阪中之島線 渡辺橋駅より 徒歩約5分
- 京阪中之島線 中之島駅より 徒歩約5分
- 阪神本線 福島駅より 徒歩約9分
- JR東西線 新福島駅より 徒歩約9分
- JR環状線 福島駅より 徒歩約12分
- 地下鉄四つ橋線 肥後橋駅より 徒歩約10分
- 地下鉄御堂筋線 淀屋橋駅より 徒歩約16分

バスによるアクセス

- 大阪市バス(53系統)
大阪駅前バスタミナル
→ 中之島四丁目(旧玉江橋) 下車 徒歩1分
- 大阪市バス(75系統)
大阪駅前バスタミナル
→ 田蓑橋 下車 徒歩1分
- 北港バス(中之島ループバス ふらら)
淀屋橋発(土佐堀通/住友ビル前)
→ 大阪大学中之島センター前 下車 徒歩1分